

「特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）」 の意見募集について【概要】

1. 改正の趣旨

特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「評価指針」という。）第6の2においては、評価実施機関がその保有する特定個人情報ファイルに対して評価指針の別表に定める変更を加えようとする場合、当該変更が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク（以下1.において「漏えい等リスク」という。）を相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合等を除き、特定個人情報保護評価（以下1.において「保護評価」という。）を再実施するものとされている。すなわち、“漏えい等リスクを相当程度高めることが想定される変更”に備えてリスク対策を追加する場合”については、保護評価を再実施することが義務付けられている。

一方で、現行の評価指針においては、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスを変更しようとする場合に、当該変更を踏まえた漏えい等リスクを軽減させるための対策の追加・変更の必要性を検討することを明示的に義務付ける規定は設けられていない。

昨今、事務フローの変更に伴い漏えい等リスクが上昇することを事務の担当者が予測していたにもかかわらず組織的な検討が適時・適切に行われず、個人情報の漏えい等の被害拡大等につながった事例も発生している。国民・住民の信頼確保を目的とする保護評価制度におけるリスク対策を一層強化するため、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスを変更する場合に生じる義務の内容を明確化する規定を新たに設けることとする。

2. 改正の概要

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更を加えようとする場合、当該変更の内容を踏まえ、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置の変更の必要性について検討を行うものとする。

また、評価実施機関は、当該検討の結果を踏まえ必要があると認めるときは、評価指針第6の2（2）の規定による特定個人情報保護評価の再実施又は同指針第7の規定による特定個人情報保護評価書の修正並びに委員会への提出及び公表を行うものとする。

3. 施行期日等

公布・施行 令和7年7月上旬（予定）